

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	泡で出てくる超浸透潤滑剤 350m l		
販売元	株式会社 コメリ		
住所	新潟県新潟市清水 4501-1		
電話番号	025-371-4805		
製造元	株式会社 ヴィプロス	作成者	竹谷 一浩
住所	東京都江東区亀戸 9 丁目 3 7 番 1 号	緊急連絡先	本社開発部
管理者	村上 康樹	電話番号	03-3685-4351
電話番号	03-3683-8333	作成	2015 年 11 月 19 日
FAX 番号	03-3637-5276		

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

[物理化学的性質]

引火性液体 区分 2

[健康に対する有害性]

急性毒性（経口）分類できない
急性毒性（経皮）分類できない
急性毒性（ガス）分類対象外
急性毒性（蒸気）分類対象外
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）分類できない
皮膚・腐食性・刺激性 区分 2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 2A-2B
呼吸器感作性 分類できない
皮膚感作性 分類できない
生殖細胞変異原性 分類できない
発がん性 分類できない
生殖毒性 区分 2
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）区分 3（麻酔作用、気道刺激性）
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）区分 1（中枢神経系、末梢神経系）

[環境に対する有害性]

水生環境有害性（急性）区分 2
水生環境有害性（慢性）区分 2

[絵表示又はシンボル]



注意喚起語：危険

[危険有害性情報] 引火性液体
皮膚刺激、強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
眠気又は眩暈のおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。
水生生物に毒性。

注意書き：[安全対策]

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。
 使用前に取扱説明書を入手すること。
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 熱、火花、裸火、高温となるもののような着火源から遠ざけること。一禁煙
 防爆の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。静電気放電や火花による引火を防止すること。個人用
 保護具や換気装置を使用し、暴露を避けること。
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
 取扱い後はよく手を洗うこと。環境への放出を避けること。

[救急措置]

火災の場合には炭酸ガス、泡または粉末消火器を使用すること。
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。吐かせないこと。気分が悪い
 時は、医師の診断、手当てを受けること。飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。直ちに医師の診断、手当
 てを受ける

3. 組成及び成分蒸気

[単一製品・混合物の区別] 混合物

4. 応急措置

[吸入した場合] 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

内容成分 (化学名又は慣用名)	含有量 [wt%]	化学式	既存番号 物質番号	CAS No.	PRTR 法 政令番号	安衛法通知物 政令番号
① 高度精製パラフィン系 潤滑基油	39-41	特定できない	特定できない	64742-65-0	非該当	168 (鉱油)
② 防錆潤滑剤	10-11	公表せず	公表せず	公表せず	非該当	非該当
③ パラフィン系炭化水素 溶剤		特定できない	特定できない	64742-47-8	非該当	551 (ミネラル スピリット)

[皮膚に付着した場合] 汚染された衣類を脱ぐこと。皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗浄すること。

皮膚刺激が生じた場合や気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。

[目に入った場合] 水で数分間、注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

その後も洗浄を続けること。目の刺激が持続する場合や気分が悪い時は医師の診断、手当てを受けること。

[飲み込んだ場合] 口をすすぐこと。吐かせないこと。医師の診断、手当てを受けること。

[予想される急性症状及び遅発性症状]

高濃度の暴露では、目、鼻、喉に刺激を起こす。眠気、頭痛、協調運動不能を引き起こす。

皮膚への長期の暴露では、脱脂性があり、乾燥、ひび、皮膚炎を引き起こす。

最も重要な兆候及び症状：

[応急措置をする特別注意事項]

救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

[医師に対する特別注意事項]

症状は遅れて発生することがあり、過剰に暴露したときは医学的な経過観察が必要である。

5. 火災時の措置

[適切な消火剤] 粉末消火剤、泡消火剤、炭酸ガス、乾燥砂

[使ってはならない消火剤] 棒状水

[消火方法] 可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
消火作業は、指定の消火剤を使用し、可能な限り風上から行う。
火災の現場にエアゾール製品があると爆発するおそれがあるので、消火活動には距離を十分にとること。
水を消火に用いてはならない。
高温にさらされる製品容器には水をかけて冷却する。

[消火を行う者の保護] 適切な保護具（耐熱着衣、有機ガス用防毒マスク、手袋等）を着用する。

6. 漏出時の措置

[人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置]

作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。風土を留まる。
低地から離れる。密閉された場所に入る前に換気する。

[環境に対する注意事項]

排水溝、下水溝、地下室あるいは密閉場所への流入を防ぐ。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。環境中に放出してはならない。

[回収]

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で回収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。後で廃棄処理する。
少量の場合、吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。

[封じ込め及び浄化方法と機材]

危険でなければ漏れを止める。漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
蒸気抑制泡は蒸発速度を低下させるために用いる。

[二次災害の防止策]

すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火災の禁止）
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
蒸気発生が多い場合は、噴霧注水により蒸気発生を抑制する。関係個所に応援を求める。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

[技術的対策]

製造業者が指定する防爆の電気、換気、照明機器および防爆用工具のみを使用し、静電気放電に対する予防措置を講ずること。周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。一禁煙。静電気対策のために、装置、機器などの接地を確実に行う。

[局所換気・全体廃棄]

液の漏洩や蒸気の発散を極力防止する。

[安全取扱い注意事項]

すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。

周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。眼への刺激性があるので眼に触れないようにする。

眠気又は眩暈、呼吸器の刺激、器官の損傷のおそれがあるので、本製品に接触、吸入、飲み込みをしてはならない。

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。

保管：

[技術的対策]

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。

保管場所の床は適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。

保管場所には危険物を貯蔵し、又は取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

[保管場所]

熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙。

冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。酸化剤から離して保管する。

容器は直射日光や火気を避けること。

容器を密閉して換気の良いところで貯蔵すること。

8. 暴露防止及び保護措置

[管理濃度と許容濃度]

内 容 成 分 (化学名又は慣用名)	管理濃度	許容濃度 日本産業衛生学会	許容濃度 ACGIH(TLV)
① 高度精製パラフィン系潤滑基油	設定されていない	設定されていない	設定されていない
④ 防錆潤滑剤	データなし	データなし	データなし
⑤ パラフィン系炭化水素溶剤	設定されていない	設定されていない	設定されていない

[設備対策]

製造業者が指定するその他の防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。

静電気放電に対する予防措置を講ずること。

この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗顔器と安全シャワーを設置すること。

空気中の濃度を露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。

「火気厳禁」、「関係者以外の立入り禁止」等の必要な標識を見やすい個所に提示すること。

安全管理のため状況に応じて、ガス検知器等を設置する。

[保護具]

護具は保護具点検表により定期的に点検する。

[呼吸器の保護具]

適切な呼吸器保護具（防毒ガス用（有機ガス用）、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器）を着用すること。

[手の保護具]

製造業者が指定する保護手袋を着用すること。

[眼の保護具]

製造業者が指定する保護手袋を着用すること。

[皮膚及び身体の保護具]

保護長靴、耐油性（不浸透性・静電気防止対策用）前掛け、保護具（静電気防止対策用）等製造業者が指定する保護具を着用すること。

[衛生対策]

取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

項目/成分	原液 (①、②混合物)
形状	液体
色	透明薄茶褐色
臭い	芳香臭
pH	データなし
比重（相対密度）	0.82cm ³
融点	データなし
初留点・沸点	データなし
引火点	72℃
爆発限界	1.2 vol %～7.7 vol %
蒸気密度（空気=1）	データなし
溶解性	水に不溶
発火点	400℃
蒸気圧	1.3 k p a (20℃)
オクタノール/ 水分配係数	データなし
分解温度	データなし

10. 安定性及び化学的性質

[安定性] 通常の実験においては安定である。流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。

[危険有害反応可能性] 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

空気や紫外線を接触すると、爆発性過酸化物を生成することがある。

[避けるべき条件] 加熱、高温。

[混触危険物質] 強酸化物

[危険有害な分解生成物] 火災時の燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素などを生じる。

不完全燃焼により CO、NOX の生成が考えられる。

11. 有害性情報

[各成分の有害性情報]

項目	①高度精製パラフィン系潤滑基油	②防錆潤滑剤	③パラフィン系炭化水素溶剤
急性毒性（経口）	区分外	分類できない	区分外
急性毒性（経皮）	区分外	分類できない	分類できない
急性毒性（吸入：ガス）	分類対象外	分類対象外	分類対象外
急性毒性（吸入：蒸気）	区分外	分類できない	分類できない
急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	分類できない	分類対象外	分類できない
皮膚腐食性、刺激性	区分外	区分外	区分外
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分外	区分 2B	区分外
呼吸器感作性	分類できない	分類できない	分類できない
皮膚感作性	分類できない	区分外	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない	分類できない	分類できない
発がん性	分類できない	分類できない	区分外
生殖毒性	分類できない	分類できない	分類できない
特定標的臓器・全身毒性（単回暴露）	分類できない	分類できない	分類できない
特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）	分類できない	分類できない	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない	分類できない	分類できない

12. 環境影響情報

[各成分の環境影響情報]

内容成分 (化学名又は慣用名)	水生環境急性有害性	水生環境慢性有害性
① 高度精製パラフィン系潤滑基油	分類できない	分類できない
② 防錆潤滑剤	データなし	データなし
③ パラフィン系炭化水素溶剤	区分 2	区分 2

13. 廃棄上の注意

[残余廃棄物]

中身を使い切ってから廃棄する。

燃焼性物質はアフターバーナー及び排ガス洗浄装置を備えた焼却装置で焼却処理することが可能である。ただし、周辺環境や生態系に対して無害かつ安全に処理するためには十分な設備及び知識が備わっていないとばならない。処理作業に不安が伴う場合は、正式認可を得た処理業者に内容を開示した上で処理を委託することが望ましい。

廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。

[汚染容器及び包装]

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

[国際規制] 国連分類 クラス 3 その他の引火性液体
 国連番号 UN1993 その他の引火性液体
 海上規制情報 IMOの規定に従う

航空規制情報 ICAO/IATAの規定に従う

[国内規制] 陸上輸送 消防法、労働安全衛生法に定められている輸送方法に従う。

海上輸送 船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

航空輸送 航空法等に定められている運送方法に従う。

15. 適用法令

[消防法] 危険物 第4類 第3石油類 非水溶性液体 危険等級Ⅲ 350ml

[高圧ガス保安法] エアゾールに該当

[労働安全衛生法] 法57条(名称を表示すべき有害物) 該当しない
 法57条の2(名称を表示すべき有害物) 鉱油、ミネラルスピリッツ

[化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)] 非該当

[毒物及び劇物取締法] 非該当

[船舶安全法] 危険則 第3条 危険物 告示別表第1 (引火性液体)

[航空法] 施工規則 第194条 危険物 告示別表第1 (引火性液体)

[海洋汚染防止法] 施行令 海洋汚染物質: X類

16. その他の情報

[参考文献]

- ・溶剤ポケットブック
- ・メルクインデックス
- ・溶剤ハンドブック
- ・危険防止救済ハンドブック
- ・HSDB®-Hazardous Substances Data Bank
- ・JIS Z 7250 : 2005 化学物質等安全シート (MSDS) 第一部: 内部及び項目の順序
- ・日本化学工業協会 GHS 対応ガイドライン、平成 20 年 10 月
- ・IARC 発がん性評価モノグラフ
- ・National Toxicology Program (NTP) Report on Carcinogens
- ・ACGIH Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices
- ・日本産業衛生学会、許容濃度等の勧告